令和元年度第1号

滋賀県立大学人間文化学部棟他空調設備改修工事

入札説明書

令和元年6月

公立大学法人滋賀県立大学

令和元年6月5日に公告した制限付き一般競争入札(総合評価方式)については、関係法令および公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 工事の概要

公告に定めるもののほか、以下のとおり。

- (1) 本工事は、競争参加資格の確認申請時に企業の施工能力等に関する資料を受け付け、価格以外の 評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- (2) 基本性能および施工条件は、本説明書、特記仕様書、および図面等(以下「設計図書」という。) のとおり。

2 入札参加資格者

競争参加希望者は、この公告の日において次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 登録業種

登録業種とは滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿(この公告の日において有効であり、かつ、最新のものに限る。以下、「名簿」という。)に登録されている業種であり、この公告で定める業種での登録を満たすこと。なお、登録業種の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告の日の属する年度の名簿によるものとする。

(2) 対応許可業種

対応許可業種とは、(1)で定める名簿に登録するために行った滋賀県建設工事入札参加資格 審査申請の申請書に記載した対応許可業種であり、この公告で定める場合には、該当する対応許 可業種が滋賀県建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載されていること。なお、該当する 建設業法に基づく許可は落札決定の日においても有すること。

(3) 特定建設業許可

該当する建設業法に基づく特定建設業許可を有すること。なお、該当する建設業法に基づく特定建設業許可は落札決定の日においても有すること。

(4) 地域要件

公告の日において、該当する地域に名簿に登録された営業所を有すること。なお、県内業者と は滋賀県内に主たる営業所を有する者を指す。

(5) その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ) の要件に該当する者でないこと。

- (ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (ウ) 破産法 (平成16年法律第75号) に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (オ) 銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者

- (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。) または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える 目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接 的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる 者
- ウ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準 の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- エ 組合が競争参加資格確認申請した場合において、その組合員でないこと。
- 3 公告および設計図書等に対する質問および回答
- (1) 質問方法

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、持参またはファクシミリ(様式は自由、ファクシミリによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。)により書面で提出すること。受付場所および受付期間は公告のとおりとする。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札書受付期間の開始までに行い、公告に定める場所および期間において閲覧に供するので、競争参加希望者は、入札を行う前に必ず質問に対する回答を確認すること。 質問に対する回答に伴い公告および設計図書等を変更する場合があるので注意すること。

4 競争参加資格 確認申請

(1) 申請方法

持参により書面で提出すること。受付場所および受付期間は公告のとおりとする。

(2) 提出書類等

競争参加資格確認申請を次の書類を添付して指定の場所に提出すること。

様式については、公告5 (1) に示す場所で入手したものか、滋賀県立大学ホームページ内で 提示したものを使用すること。なお、誓約書等については、商号または名称等に記載誤りや記載 漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合には、その 者の入札を無効とする。また、提出後の再提出は認めないものとする。

- ① 「平成31年度競争入札参加者資格審査結果について」の(写)
- ②配置予定技術者の資格 (様式2、配置予定技術者の資格が確認できる資料)
- ③誓約書(様式3)
- (3) 競争参加資格の確認通知
 - (1) の規定による申請があった者のすべてについて、郵送により競争参加資格の確認通知を送付する。この通知は仮に入札参加を認めるものであり、正式な競争参加資格の確認は、開札後に

落札候補者についてのみ行う。

5 入札手続

入札については公立大学法人滋賀県立大学会計規則、公立大学法人滋賀県立大学契約事務 取扱規程および公立大学法人滋賀県立大学建設工事入札執行要領により執行する。

- (1) 担当部局 滋賀県立大学事務局財務課施設管理係
- (2)入札および開札の日時、場所等

ア 入札書の提出

- (7) 締切日時 令和元年7月26日(金) 午後4時00分
- (イ) 提出場所 公告 5(1)に同じ

イ 開札

- (7) 日時 令和元年8月6日(火) 午前9時30分
- (4) 場所 公立大学法人滋賀県立大学 講義棟A1棟208会議室

(3)入札の方法

入札書および積算内訳書の提出は、持参より書面で提出すること。この場合において、「(工事等の名称)入札書在中」と朱書きで記載した封筒に入札書および積算内訳書を封緘し、提出すること。入札書に記載する入札日は入札書受付締切日時若しくはそれ以前の日付を記入のこと。

受付期間外の日付を記載した場合、入札は無効とする。

- (4) 郵便入札の取り扱い 認めない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 開札は、入札執行の日時場所において、入札執行者は当該入札事務に関係のない職員を立 ち合わせて、改札処理を行うものとする。
- (7) 落札となるべき評価値が同じ入札をした者が2人以上ある場合には、当該者にくじを引いていただき落札者を決定する。

(8) 積算内訳書

積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行う。確認の結果、下記に該当した場合入 札は無効とする。(公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程(公立大学法人滋賀県立大 学規程第54号。以下「契約規程」という。)第15条第10号関係)

- ア 積算内訳書の提出がない場合。
- イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。
- ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。
- エ 積算内訳書に共同企業体の名称・代表構成員の商号または名称・代表者職氏名等(押 印も含む)の必要事項の記入が無い場合(入札書と同じ記載であること。)。
- オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。

カ 積算内容が適当でない場合。

ただし、すべて入札者について提出されたことの確認および必要事項の記入・押印の確認を行う(検算は行いません)。確認の結果、不備があった場合入札は無効とする。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は価格および企業の技術力の技術提案をもって入札に参加し、次のアおよびイよって 得られた評価値が最も高く、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満た して入札した者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きによ り落札者を決定する。

ア 「基礎点」を100点とし、「加算点」を22点とする。

イ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、競争参加者の「基礎点」と「加算点」の合計 (技術評価点)を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。評価値は、便宜上入 札価格を億円単位とした上で、小数第4位以下を切り捨て、小数第3位まで算出する。

(2) 加算点の評価項目の詳細は 別紙-1のとおり。

(3) 技術提案書

技術提案については、別添「技術提案書作成要領」を基に作成のこと。作成した技術提案書は、「滋賀県立大学人間文化学部棟他空調設備改修工事技術提案書在中」と朱書きで記載した封筒に技術提案書を封緘し、持参により提出すること。

なお、「企業の技術力」に関する技術的事項に対する所見を各着目項目ごとに記載すること。 技術提案書の提出部数は、9部とする。

(4)技術提案書について

ア 当該工事の技術提案書が適正であること。技術提案書の記載内容が適正でない(未記載を含む。)場合は、無効とする

イ 入札参加資格が確認された者は、技術提案書に基づく施工計画により入札を行うことを条件と し、これに違反した者は入札を無効とする。

- (5) 技術提案書作成に関する説明会は開催しません。
- (6) 技術提案書のヒアリングを下記により実施します。

なお、当該ヒアリングに参加しない者は、入札参加資格を認めません。

ア 日時 令和元年7月31日(水)。ただし、時間は下記の場所とともに後日、通知します。 イ 場所 後日、通知します。

ウ ヒアリングの参加者 配置予定技術者の監理技術者、主任技術者および設計担当者を含む 5名以内とする。ただし、当日、上記参加者が出席不可能な場合は、その代理者の出席を認める。 エ その他 技術提案書のヒアリング実施しないこともあります。この場合、後日に通知します。

(7) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事施工中および工事完 了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時の評価内容が満足できない 場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

(8) 実施上の留意事項

ア 技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りではない。

なお、発注者は、技術提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく技術提案の一部のみを採用することはしないこととする。ただし、落札者の技術提案については、採用した理由を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

- イ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、特記仕様書等において施工方法等を指定しない 部分の工事に関する請負人の責任が軽減されるものではない。
- ウ 技術提案書に虚偽の記載をした者がした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- エ 技術資料の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- オ 技術評価点および評価値については開札後、入札結果として公表する。評価項目別の評価点内 訳については、契約締結後速やかに5(1)の担当部局において公表する。

なお、競争参加資格を取り消された者、入札が不着だった者、入札を辞退した者、ならびに入 札が無効または失格となった者の技術評価点、評価値および評価点内訳は公表しない。

(9) 落札理由に対する説明等

非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から 起算して3日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)以内に、書面により、契約担当者に対して非 落札理由についての説明を求めることができる。

なお、当該書面は、5(1)の担当部局に持参により提出することとする。

契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)以内に、書面により回答する。

(10) 苦情申立て

ア 6(9)の回答を受けた者のうち、非落札理由の説明に不服がある者は、回答をした翌日から起算して7日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)以内に、書面により理事長に対して苦情申立てを行うことができる。

イ 提出先 5(1)に同じ

7 遵守事項

入札遵守事項による。

8 その他

(1) 最低制限価格

設けない。

(2) 契約保証金

落札金額の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付 国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落 札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契 約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保 証金の納付を免除する。

(3) 契約の締結

落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

- (ア) 2 (5) アまたはイの要件を満たさなくなった場合
- (イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合
- (4) 支払条件

入札の結果、請負代金額が250万円未満になったときは前金払または部分払を行わない。

(5) 現場説明会

実施する。

日時 令和元年6月29日(土) 10:00~

場所 滋賀県立大学A1棟2階208会議室

(6) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

競争参加資格確認申請書または競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をした場合は、入 札参加停止措置を行うことがある。

(7)入札・契約手続の取り止め

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、または落札決 定を取り消すことがある。

(8) 入札書、積算内訳書添付の様式によること。